

第十九回 参議院厚生委員会會議錄 第四号

昭和二十九年二月二日(火曜日)午前十時四十分開会

委員の異動

十二月二十日委員林了君は死去された。

一月二十五日議長において楠見義男君を委員に指名した。

一月二十九日委員山下義信君辭任につき、その補欠として上條愛一君を議長において指名した。

委員長の補欠

一月二十九日堂森芳夫君委員長辭任につき、その補欠として上條愛一君を議長において委員長に指名した。

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 豊潤君
常岡 一郎君
藤原 道子君

委員

榎原 亨君
西岡 ハル君
楠見 義男君
廣瀬 久忠君
湯山 勇君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

國務大臣

厚生大臣 草葉 隆國君

政府委員

厚生大臣官 堀岡 吉次君
厚生大臣官 堀岡 吉次君

事務局側

常任委員 草岡 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 多田 仁巳君

本日の會議に付した事件

○社会保障制度に關する調査の件
(昭和二十九年厚生省關係予算に關する件)

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

議事に入りまします前にちよつと御挨拶を申上げたいと存じます。去る一月の二十九日付で私が厚生委員長に選任せられたのであります。前の堂森委員長は御承知の通りその道の専門家であります。私が、私は従来主として内閣、労働等の委員会に出ておりました。厚生委員としては短日月御厄介になつたところがある程度でございますので、全くの素人です。従つて委員各位の御支援、御鞭撻、御協力を得まして、委員会の運営に万全を期したいと存じておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、前委員長の堂森さんから御挨拶願いたいと思ひます。よろしくごさいますか。

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

異動について御報告申上げて御承認を得たいと思ひますが、林了君の後任として楠見義男さん一月二十五日に、又山下義信君の後任として私が一月二十一日に厚生委員となりましたので、御報告いたして御承認を得たいと思ひます。

○楠見義男君 緑風会の楠見でございます。只今委員長から御報告になりましたように、林了君の後任として今御報告がたのお仲間入りさせていただきますが、どうぞ今後よろしくお願いいたします。

○委員長(上條愛一君) 次に、一月初めの異動で厚生大臣になられました草葉隆國氏から當委員会に御挨拶申上げたいとのことでありますので、この機会に御発言をお願いいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(上條愛一君) それではどうぞ。

○國務大臣(草葉隆國君) 只今委員長から御紹介を頂きましたように、厚生省を担当することになりました。殊に厚生委員会は私最初からここで育てられてつと参りました関係で、一層親しみを感ずるのでございますが、こうしてお見受け申上げますと、先輩の皆さんばかりでございまして、殊に平素御肥體を頂いておる方々でございしますから、誠に心強く感ずる次第であります。

厚生省の二十九年年度予算等につきま

しては、一時は御承知のような状態でございますが、これも各位の大変な御支持によりまして予算が提案される状態に相成りましたことに対しまして、皆さん方の御支持を厚くお礼を申上げる次第でございます。何かと今後直接に御指導を頂き或いは御鞭撻を賜ることが多々ある次第でありまして、どうぞこの上ともよろしくお願いを申上げてやまない次第でございます。

一言御挨拶を申上げます。

○委員長(上條愛一君) ではこれから議事に入りまします。社会保障制度に關する調査の一環として、厚生省關係の昭和二十九年年度予算を議題といたします。堀岡會計課長ちよつとまだ見えませんが、休憩をいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。暫時休憩いたします。

午前十時四十六分休憩

午前十時五十九分開会

○委員長(上條愛一君) それでは委員会を再開いたします。

堀岡會計課長から御説明をお願いいたします。

○政府委員(堀岡吉次君) お手許にお配りいたしました横刷の「昭和二十九年年度予算要求額」というプリントによつて、便宜二十九年年度の厚生省所管の予算の概要を御説明申上げたいと存じます。

第一ページの冒頭にございますよう

に、二十九年年度の厚生省所管の要求額

総額は七百五十三億六千九百九十四万七

千四百でございまして、二十八年度よりは

二十億七千四百六十二万四千四百の増と

相成つております。すぐそこへ書きまし

たのは所管別でございますので、こ

れは飛ばして頂きます。次のページ

の「昭和二十九年年度予算要求額」とい

う、左側のほうへ番号を打ちまして、

事項別に摘要欄のところにちよつと

や数字を書いておきますが、そのほうで便宜御説明申上げたいと思ひます。

先ず第一番は人口問題審議会でございます。これの十万五千円の減は旅費等の減によるものでございまして、それから二番の医療分業審議会は、御案内の昭和三十年一月から医療分業が法律上出発することになつております。従いましてこれの実施のための審議会を新規に設立いたしたいということ、これが所要経費三十八万九千円を新規に計上いたしたのでございまして、それから三番の科学研究費補助は前年度通りでございます。

それから四番目の国際會議其他諸費におきまして、昨年より二百三十九万五千円の減と相成つておりますのは、二十八年度におきましてWHOの極東委員会ですかを東京に開催いたしましたので、その経費が二十九年年度においては不用になりましたので、その経費の不用額が結局減少ということに相成つております。その他は大体変りありません。

それから次に五番の厚生行政の広報宣伝費、これは大抵前年度と若干の相違はありますが、中身は殆んど変わりございません。

それから六番の国立公園等経費でございますが、このうち、(1)の整備費のすぐ下にあります国立公園施設整備補助金、これが二十八年度五千万円を計上いたしましたものがその二割の減、一千万円を減額いたしましたして四千万円の計上をいたしております。二十九年度予算全般を通じて、諸般の施設費等において相当の縮小を全般的に予定いたしておりますので、それらの一般の方針によるものでございます。その他国立公園の整備費の費用においては特別御説明申し上げることはないと思ひます。

それから七番の厚生統計調査費でございますが、この事項におきまして千三百四十九万九千円の増と相成つておりますのは、主としてこれは福龍町におきましてこの統計調査部の職員中、賃金労働者を以て勤務せしめておりましたものを常勤職員に百十三名を振替えるために要する経費が主たる内容でございます。その他の中身におきましては二十八年度と殆んど大差ございません。

それから八番の優生保護費でございますが、優生手術交付金は、人数はその摘要欄に予定人数を書きましたこととでございますが、六十五万一千円の増とございますのは、社会保険点数の昨年暮における改訂を見込んでおります。それから九番の受胎調節でございますが、優生保護相談所の事業補助費におきまして九百二十八万円の減となつておりますのは、これは二十七年と入年度におきまして初年度施設を、それぞ

れ所定の工事を整備いたしましたして、残り二十カ所分だけの整備費を二十九年度に計上いたしましたので、かように大幅な減額になつております。二十八年度においては約四百カ所の初年度設備の補助費を計上いたしました。二十七年年度においては三百何十カ所分が、正確な数は記憶いたしておりませんが、計上いたしましたので、残りの二十カ所分の初年度設備の補助費を計上いたしましたので、大幅な減額になつておりますのでございます。

それから十番目の精神衛生対策の費用でございますが、ここでは先ずベッドの整備でございますが、これは二ページの裏側をめくつて頂きまして、上欄の摘要欄の上のほうに「計」とございまして、千二百ベッドから矢印で二千二百ベッドとしております。二十八年度の全体を通じて千二百ベッドの整備計画であつたものを、二十九年度におきましては二千二百ベッドを整備したいという総体計画を示したものであります。それらに伴うところの経費の増額でございます。内訳は只今の二ページの国立がどう、公立がどう、法人立がどうと書いてございまして、御覧おき願ふと存じます。

それから精神病院療養所の経費、これは国立の療養所の既設の分と、増床いたします二百ベッドの分の経費でございます。人件費の増並びに米価改訂に伴うところの諸費の増等が主として増額の主たる理由でございます。それから三番目の精神衛生費補助におきまして一億二千九十八万六千円の増を計上いたしましたのは、公立病院におきましてところのいわゆる措置入院率を五〇%から六〇%に引上げたこと

が一つ、それから社会保険点数の改正がありまして、その改訂を見込みましたこと、この二つによつて金額的には一億数千万円の金額の増を見ています次第でございます。社会保険点数の改訂は既定の事実でございますが、措置入院率は本年度の二十九年度予算において引上げたものでございます。それから四番の国立精神衛生研究所において百二十九万四千円の増額をやつておりますが、うち、主なるものは三重県におきましての観察用の機械器具の整備でございます。

それから五番の精神障害者の実態調査費として百七十三万円を計上いたしております。これは御案内のごとく、精神障害者の実態調査は権威あるものが未だございません。実行につきましても極めて困難な問題が多々あると思ひますが、何ら手を着けないで放つておくわけに行かないし、何百万という精神障害者の現存する事実を鑑みまして、本年二十九年度新規にこれが実態調査を行いたいというので所要の経費を計上いたした次第でございます。次は十一番目の結核対策費でございますが、結核対策費の先ず第一の療養所の整備費でございますが、国立結核療養所は御案内のごとく非常に設備が悪く、且つ、古いのであります。そこで本年度はこれの増床よりも、主として既存の施設の整備を行いたいというところに重点を置きまして、その整備に当たりたいということで所要の経費を計上いたしたのでございます。なお、この際結核ベッド全体についての概数を申上げておきますが、その摘要欄にございまして、ごとき、摘要欄の三ページの中段に、「計」としまして一

万から九千床ということで、二十八年度一万ベッド、二十九年度九千ベッド、差引一千ベッドの減でございます。この減は、国立に一千ベッド二十八年度に新規にベッドを作りまして、その二十九年度においては計上しないということによる減でございます。国立の結核療養所の整備は、主として既存のものにあつて、かつ非常に古く且つ傷んでおりますので、これの整備に当たりたいというところに重点を置いたのでございます。

(2)の結核療養所の経営費は精神病院等で申上げましたごとく、人件費とそれから米価の改訂による引上げ、それを足したものであります。(3)の結核予防費におきましては、健康診断、予防接種等はそれ、人口から按分しました。昨年より勿論人数は殖えております。それらを対象にしております。それから患者指導は、今回は結核患者の家族が最も結核の発生率が高いという事実を鑑みまして、結核患者が発生した場合に、その家族に重点的な指導をやつて、これが予防に努めたいという意味で重点をここに置きたいという経費をここに計上いたしましたのでございます。それから問題の医療費でございますが、これにおきまして一億三千余万円の減とありますのは、主としてこれの適用をいたしますところの特殊薬の単価の値下りによるものでございます。

それから三ページの裏へめくつて頂きますと、(4)結核回復者後援施設とございます。右は前年度に引き続きまして、本年度も二カ所予定をいたしております。百ベッドの二カ所予定をいたしております。

それから五番のその他の点で主な点だけを申し上げますと、摘要欄の二番目のところに結核予防従事者研修委託費とございます。これは結核予防会に技術研修を委託いたしておるものであります。在来の科目に加えて、二十九年度におきましては、肺臓外科の科目を新規にやりたいというのを計上いたしております。

それから次に四ページの12、療養所の経費でございます。第一番の療養所の整備費でございますが、療養所においては二十八年度一千ベッドの増をいたしておりますが、二十九年度におきましてはベッドの増は計上いたしておりません。実人員とベッド数との差が相当ありますので、二十九年度におきましては、これの満床にむしる重点を置く。それから在来の設備におきまして足りない所、或いは不足したところ、それらの点を直すということに重点を置きたいというのでござい

ます。なお、御案内の通り当委員会等にも非常に御迷惑をおかけしました昨年夏におけるところのいろ／＼な問題をめぐつて、いろ／＼の要求等があつたことは皆さんが御承知の通りであります。(1)(2)(3)(4)は当時の状況に鑑みまして、高等学校なり、中学校なり、保育所なり、作業所なり等を新設せんとするものであります。なお御の宿舎八十五戸と申しますのは、療養所における職員を募集いたしますに非常に大きな支障になつておりますところのお医者さんなり、それらの方々の宿舎が足りませんので、これを相当大に整備したいというので、宿舎八十五戸分を計上いたしたのでございます。

それから類療養所の経常費でございますが、一般的に経常費につきましては、人件費の増並に米価改訂等はその他の療養所と共通のものでございませう。特にこの類療養所においては、これも昨年夏における諸般の問題で御案内のような点を若干改訂いたして計上いたしましたのでございませう。主な点は患者慰安金の単価の増とそれから不自由者慰安金の新設、それから作業賞与金の単価増これが主な点でございます。

それから第四ページの裏でございませうが、四ページの裏の裏の私立の療養所においても同様に国立に準じたようなことをいたしております。

それから次は、事項の三でございませうが、類研究所整備費、それから四の類研究所経常費でございますが、これも在来類の研究は療養所並びに大学等において研究されておりましたが、一本の治療研究ということが未だいたされておりましたが、独立の研究所を設け、これら所要の経費を計上するということで、ここに計上いたしました。差当り出発は、職員は十名といたしまして、その他に常勤勤務者五名、それから非常勤勤務者五名、合計二十人を以て出発する予定でございます。

それから次は、五の類患者の家族の生活保護委託費でございます。右も昨年夏以来の問題でございますが、金額の負担といたしまして、国が府県に、知事に委託をするという形で実施をするという予定でございます。生活保護法と異ります点を念のためにこの際申し上げておきます。いづれ詳細は法律改正が必要でありますので、その際に十分御審議を願わなければならぬかと存じます。

と存じます。第一点は、家族の医療関係は取扱いたしません。と申しましたのは、本来秘密保持の観点から出発したものでございませう。はんこを押したような医療券を発行しますことは、秘密保持の出発点を守るものであり、という意味で、その点は除いておられます。これは府県において実施いたしますところの衛生費と在来生活保護の所管の民生部と密接に連絡をいたさせまして、生活保護の医療券を交付するという仕組みでそれを実施するので、家族の医療につきましては何ら支障ないようにはいたし、この方面において特別に実施することはいたさないうことでございませう。これが第一点、それから第二点は先ほど申しましたように、二割の地方費負担がない。つまり国が全額負担をする、委託費で払うということ、第三点は衛生部において直轄して行うということでございませう。生活保護法におきましては、これは数量の関係もありまして勿論でございますが、福祉事務所等が主として行いますが、本件におきましては現在の予定は衛生部において直轄して行い、これは秘密保持の点がございませうので、特にさようにいたしたいと思っております。類におきまして特別に御説明申し上げる点は大体以上でございます。

次は、十三番目の伝染病予防費でございます。伝染病予防費としてございませうが、一括いたして申上げますと、前年度より一億四千万の減となつておりますが、右は二十八年度におけるとの災害のために増額計上いたしましたものを落しておりますが、つ

まり平年度並みの経費を計上いたしておる、そのほか特別変つたことはございませう。それから次の五ページの裏の十四、性病予防費でございます。性病予防費におきまして一、二とございませうが、二の性病診療補助とございませう。摘要欄にございませう保健所併設診療所、単独診療所におきましては、在来の補助率二分の一を四分の一に減額計上いたしましたので、これが主たる相違点でございます。性病病院におきましては在来の補助率二分の一はそのままでございませう。これも本年度の予算におきましては補助率の低下という一般的な方針によつて、この保健所併設診療所、単独診療所の補助率がそれ、二分の一から四分の一に減額計上いたしましたので、性病予防費につきまして三千六百万円という減額の主たる理由がそこにあるということを申上げます。

次は十五番目の保健所費でございます。保健所におきましては先ず数でございますが、新設C級が十カ所、格上C級からA級が十カ所ということでございませう。昨年は新設が二十カ所あったかと思ひます。次に運営費でございますが、これも性病診療所のところで申上げましたと同様、在来三分の一の補助率でございませう。合計の補助率に落ちましたので、一億数千円の減額となつております。合計いたしまして、保健所費は二億一千八百八十九万七千円、前年度予算より減額いたしております。

それから十六番目の水道施設整備費でございます。水道施設におきましては大体補助率は変わりませんが、補助額が前年度より大体一割程度減額で計上いたしております。それから地盤変動におきましては、二十九年要求額一億円を以て大体事業を完了いたしたいという見込みであります。それから一般飲害、特別飲害はそれ、法律の規定に基づきまして今後も留意するものでございませう。簡易水道におきましては、前年度と同様でございませう。この六億四千万のうち年度割による災害分二億四千万は二十八年度同様二十九年度も同様見込まれております。従いまして残り四億円は一般簡易水道分でございます。四億円という金額は二十八年度と同様の金額でございます。

それから六ページの裏をめぐつて頂きますと、七の災害水道でございますが、これも二十八年度の年度割による分でございます。二十八年度七千五百万円、それから二十九年度七千五百万円分でございますが、前年度分一億三千三百八十万円、うち七千五百万円引きました残りでございます。二十七年度過年度災害を二十八年度災害において見た分でございます。

それから次十七番の栄養及び食生活改善の事項について御説明申し上げます。個々におきましては摘要欄で御覧を願いたいのでありますが、その摘要欄の三、四の食生活改善協議会、それから粉食普及指導講習会、合計百二十万円の少額でございますが、粉食普及指導等の現在の事態に鑑みまして、新規にこれを行いたいというつもりで新規計上いたしたのでございませう。

それから十八番の公衆衛生関係施設整備はこれはいづれも前年度と同様でございます。地方衛生研究所の整備と財団法人癌研究所整備も前年度と同様でございます。

それから十九番の公的医療機関整備は前年度より一千万円減額いたしております。それから二十番の国立病院地方移譲補助でございますが、本年度は八千万円を計上いたしております。在来五億何千万円か、五億でしたかありました分は、二十八年度におきまして二十七年より繰越した分でございます。で、更に繰越すことは財政法上不可能でございますので、これはそのまま打ち切りました。二十九年度において幾つになるかわかりませんが、相手方のあることでありますから、それとの話し合いがございましたならば補助金を交付するということで一億八千万円を計上したのでございませう。

それから二十一番目の国立病院整備十二億六千六百万円でございますが、ここで国立病院のことを一括、一応便宜御説明申し上げておきたいと思ひます。国立病院におきましては在来移譲の問題でいろいろ当委員会等でも問題になりましたが、移譲はいつやるか相手方のあることでわかりませんので、病院の経営費につきましては、年間全額分をそれ、全部計上いたしております。それから若し移譲の話がきまつた場合には、その移譲補助金を以て整備するということにいたす。それから次は、在来の病院の整備でございます。これは御案内の通り国立病院は非常に古く、而も粗末で、なお且つ地方移譲というふうなことのために整備の手を抜いておつたことは事実でございます。そこで二十九年度におきまし

では、このままではいかんということ
で、先ず基幹病院と今まで在来言つて
おりますものについて大々的な整備を
行うこと、それから移譲をする、かせ
んかというところで整備をする、しない
というのをやめまして、大々的な補修
を行うというところで、前年度と比較い
まして八億一千三百五十九万八千四
百といふかなり大幅な整備費の増を計上
いたしたのであります。なお、そのほか
に国立病院におきましては、新しく血
液銀行を試験的に五カ所、それから高
血圧の治療部を三カ所、それから癌の
治療部を二カ所新規に設立いたしまし
て実施したいという予定であります。

次は二十二番目の国家試験費でござ
います。国家試験におきましては特
段……

次の七ページの裏をめくつて頂きま
して、ここで問題のインターンについ
て御説明を申し上げておきます。イン
ターンの実地修練の施設の借料を在来
の月千四でありましたものを一万円と
計上いたしました。但し保健所におきま
しては一千円は一千円のまま計上いた
してございまして、それから指導医の手
当でございまして、二十八年度、先生
は三千円、そのものを六千円、それから助
手は千五百円、そのものを三千円、それぞ
れ倍のものを計上いたしております。

なお、念のために申し上げておきます
が、只今申しました二十八年度の三千
円及び千五百円はそれ／＼予算の修
正減によりまして二千七百円と千三百
五十円になつております。つまり正確
に言いますと先生が二千七百円、助手
が千三百五十円、それを六千円と三
千円に値上げしたということござい
ます。

それから次二十三番の保健婦、助産
婦、看護婦の養成所の費用でございま
すが、これは摘要欄にございまして、こ
れ、国立におきましては新設十カ所と
学年進行二十カ所、府県におきまして
は保健婦、それから助産婦、それから
看護婦、看護婦、これはまあ在来通
りでございまして、そのほか歯科衛生
士養成所をここに一カ所計上してござ
います。在来は経常費等の補助であつ
たかと思ひますが、施設費の補助に繰
入れまして、この府県立補助の中に齒
科衛生士の養成所を一カ所補助金を以
て設立したいという金額を計上してお
ります。これを附加しておきます。

それから二十四番の国立病院特別会
計繰入でございまして、二十八年度よ
り比較しまして三億七千六百二十一
万八千円の増でございまして、大部分は前
段申しました施設整備のための経費の
増でございまして、なお、施設を整備い
たしますことによつて収入増もかなり
見えておりますので、数字が結果として
三億七千六百万でございまして、
それからこの欄の備考欄にまん中に
移譲経費とございまして三千万円計上
いたしてございまして、右は移譲の際に
おける特別退官退職手当でございま
す。

またしたもののほかに、新しくけし
栽培を行いますところの補助金を計上
いたしたのでございまして、
なお二十七番の生阿片の買上費一
億円を新規計上いたしておりますので
関連して御説明申し上げますが、在来生
阿片は厚生省が旧軍その他から引継ぎ
まして直轄いたしてこれを払下げてお
つたのでございまして、相当数量はあ
りましたので、今日まで輸入をしなくて
も済んでおつたのでございまして、こ
ろが手持ち生阿片の数量が減少して
まして、二十九年度中には切れるとい
う見込みでございまして、国際条約の
関係もございまして、政府でなければこ
れは売つてくれませんので、一括政府
で購入いたしまして麻酔薬の特定製造
会社に払下げる、これは一種のトネ
ルみたいなものでございまして、これ
は見返りの際には上つて入つて来る、こ
ういふことでございまして、なお在来も御
案内のように和歌山とか或いは大阪
府、あるいはふうなところに行きたくし
栽培をいたしておりますので、今後けし
の栽培を試験的に行なつて行きたいと
いうので、関連いたしまして二十六番
の薬用植物の栽培費の中にけしの栽培
を計上いたしたのでございまして、
それから二十八番の医薬品の買上諸
費、これは伝染病に備えるためのワク
チンの買上費用でございまして、
それから二十九番社会福祉事業振興
会、先般この法律施行のために、取り
あえず初年度三千万円を計上いたした
のでございまして、
それから三十番の生活保護費で
ございまして、保護費におきましては、
先般補正予算でお願いたしました米
価改訂をやりました以外、特別の

基準は改訂は行なつておりません。た
だ教育補助におきまして、児童の例の
文部省の初等教育の無料教育というの
は二十九年度の予算においては計上い
たされておきませんので、教科書を在
来学校から受けておりましたのを、要
保護世帯におきましては児童につ
いては、それを支給しなければならん
といふこと、それから児童の学用品
の単価において約一割程度の増額を見
込んだといふことであります。それ以
外には大したことはございせん。そ
れから医療費におきましては単価増を、
それから医療費の点数改訂が暮にござ
いましたので、それを見込んでござい
ます。なお前年度からの、二十八年度
ける赤字を二十億計上いたしてござ
います。それから三十番の生活保護の事項
の中の括弧でずつと行つてございま
す。括弧番号の十二番目の一番最後で
ございまして、婦人保護費、これは特殊
婦人のための御案内の事項でございま
すが、在来は特別の項を設けてござい
ましたのを、この事項の中に包括計上
いたしておりますので、さう御了承を
頂きたいと思ひます。

それから三十一番身体障害者対策で
ございまして、先ずAの戦傷病者分、
これは御案内の一定計画に基づきまして
毎年度更生医療をやり補装具を支給し
て行きます。従つてだん／＼だん／＼
減じて行きます。従つてこれは現在ま
あこつたふうでございまして、これ
については特段申上げることはござ
いせん。Bの一般分でございまして、
一般の傷病者につきまして二十九年度
予算におきましては新規に更生医療の
給付を行いたいということで千九百十
七万円を計上してございまして、右は機
能の回復を医学的に見て可能な者に
いて施行して参りたいというための経
費でございまして、恐らくこれは法律改
正をいたしまして、近々皆様がたの御
審議を仰ぐべきかと存じております。
それから補装具については格段申上げ
ることはございせん。それからD、
次の裏に飛びましてDの点字図書貸出
委託であります。これは盲人の非常に
熱心な要望がございまして、点字が非
常に不足いたしてございまして、そこそ
の点字を作りまして盲人に支給するとい
うことで、これを委託経営をするた
めの経費を計上いたしたのでございま
す。主な点は右のような次第でござ
います。

それから三十二番、消費生活協同組
合の貸付金でございまして、二十八
年度より一割減の二千二百五十万円計上
いたしてございまして、中身は前年度と
同様でございまして、
三十三番の公益質屋の整備費、これ
は前年度と同額でございまして、
それから三十四番地方改善事業、右
は前年度と殆んど同様でございまして、
それから三十五番社会福祉施設の補
助金でございまして、これは殆んど前
年度と同様でございまして、六千万円
ばかりの減になつてございまして、中身
の主たるものは、浮浪者の収容施設の
補助を二十九年度においては計上いた
してないといふことが主たる原因で
ございまして、前年度で一億計上いたし
ましたので、その運営を見てという
ふうなことだと思ひます。

増は二十八年度の赤字の清算のために
でございます。

次に日赤設備補助五百万円、百万円
増をいたしております。これは災害の
際に、日赤が出動いたしましたときの
諸般の器具の整備をするための用意に
対する補助金でございます。

それから三十七番児童保護費でござ
います。児童保護費は先ず措置費につ
きまして申上げますが、措置費につ
きまして異なりした点は先ず児童の数でござ
います。数は施設の増が随分ございま
したので、その数を見たということ、問
題の援護率においては変えておりませ
ん。それから母子療養の援護率は七〇
を六〇に引下げております。それが
二十八年度との主なる相違点でござ
います。

それから次の十一ページの裏を見て
頂きます。四の児童補導補助金は浮
浪児等の身の廻り品の仕度の品物が、
在来の実績から見ても寄附等の品で十分
できるといふことで、計上いたさな
かったのでございます。

それから季節保育所においても前年
度と同額計上いたしております。前年
度予算二千七百万円と申しますのは、
予算修正の際に三百万円減じたので
ございます。当初は三千万円の予定で予
算を計上いたしておりましたことを附
加えて申上げておきます。

それから例の身体障害児の療育指導
補助金におきまして、備考欄にござい
ますように、その項の下なんぞござい
ますが、療育指導補助三千百万円、こ
れは先ほど一般身体障害者の際に申上
げましたと同様なことを、児童におき
まして更生医療と申しますか、それ
を行うということで、右の該当金額を

計上いたしたのでございます。

それから母子手帳作成補助費は平衡
交付金に委譲いたしましたので、厚生
所管の本年度予算に計上いたさなかつ
たのでございます。

次は三十八番の児童福祉施設、こ
において二億四の減と相成っております
が、二十八年度において七年度と比
較いたしまして相当大巾の増額をいた
しまして、児童福祉施設の整備を図り
ましたが、二十九年度におきまして
これを整備の必要を認めまして、五億
円計上して整備を図つて行くというこ
とで、金額は若干減少いたしますが、
続けて行きたいということでござい
ます。

それから十三ページの三十九番で
ございます。母子福祉対策でございま
す。母子福祉対策の例の貸付金でござ
います。先ず一番の母子相談員の設
置補助は、平衡交付金のほうに計上す
るということと落したのでございま
す。

それから(四)の貸付金でございま
す。貸付金において一億七千万円の減
になつておりますが、災害の四千万円
を引きますとあとは大体一億二千万
円ばかりと思ひますが、これは大部分は
一億二千万円にはなりません、ちよ
つと少い金額でございしますが、一億何
千万という数字はよく覚えてございま
すが、二十八年度に貸付けたものが二
十九年度に返つて参ります。それを差
引いたのです、大体こういう数字にな
つたのであります。それからなお本年
度六億二千万円計上いたしましたうち、二
千万円は問題の孤児のための貸付金と
して計上いたしたのでございます。従
つてこの分につきましては、この貸付

方法の改正を必要といたしますので、
近く皆様がたの御審議をお願いするこ
とにならうかと存じます。詳細はその
節に御説明申上げたいと思ひます。

次は四十番の社会保険国庫負担金で
ございます。先ず厚生保険特別会計へ
繰入れの健康保険、厚生年金等の事務
費は、被保険者数、それから一人当り事
務費の増によるものでございます。そ
れから日雇労働者健康保険の事務費に
おきましては、市町村交付金というのが
備考欄の一番下にございまして、四百八
十万円ばかり計上しております。これ
は日雇労働者健康保険法を施行いたし
ますについて、必ず市町村の窓口を通
じますので、この事務費を補助する
経費を新規に計上したのでございま
す。

次は、十四ページの(四)、日雇健康勤
定財源でございまして、これにつきま
しては、新規に給付の一割相当額を国に
おいて負担することにしたのであり
ます。これによりまして在来の療養
期間三ヶ月を六ヶ月に延長して、い
れ又法律改正をして御審議を願う予
定でございます。

次は九番の厚生年金保険給付費の財
源繰入れでございまして、これは坑内夫
以外の一般分につきまして、在来の一
割を五〇%引上げの一割五分の一五
割の国庫負担をするということにいた
したのでございます。右につきましては
御案内のような次第でございまして、
詳細につきましては先ず厚生年金保
険法の改正を当国会に御審議を願う運
びになると思ひます。その際に詳細御
説明申上げたいと思ひます。

それから次は、給付保険特別会計へ
の繰入れは厚生保険特別会計への繰入
れと似たようなものでございしますが、
ただ(四)の保険給付費財源繰入れが三千
四百三十四万円減額いたしております
。これは(三)船員が遺族年金なり障害
年金等で援護庁のほうに移ります。従
いましてその給付費が減になりますの
で、この繰入れが減になるという次
第でございまして。

次は十四ページの裏の国民健康保険
の助成金でございまして、(一)の助成交付
金は、給付費二割相当額は同様でござ
います。受診率、一件当り点数、被
保険者等は備考欄に書いた通りでござ
います。二十八年度の一三五%の受診率
は一四〇%と、一件当り点数は五八・六
点から五六・七点、被保険者数は二千
六百五十万人から二千七百二十八万五
千人、こういうことでございまして。単
価は十一円四銭を予定したいと思ひま
す。

それから保険者補助金が前年度と比
較しまして二千九百六十四万四千円
の減、中身を一応御説明申上げておき
ます。保険者の事務費の単価におきま
しては二十八年度と同様でございませ
ん。単価掛ける被保険者数でございま
すが、その被保険者は前段助成交付金で申上
げました二千六百五十万人から二千七
百二十八万五千人に増、そのほか保険
指導員が全額落ちたにございまして、
これは国民健康保険の療養につきま
しては、国民健康保険等のいろいろの療養が殆
んどなくて十分な御協力を得られてお
りますので、特別に保険指導員を設
置してやるという目的はすでに完了され
たものと思ひます。これを計上いたさな
かつたのでございまして。いま一つは、
国民健康保険の保険者が採用いたして
おります保健婦の人員費の補助でござ

います。右につきましては在来三分
の一の補助率でありましたのを四分の
一に引下げるというふうなこと、以上
の三点によりまして二千九百六十四万
の減と相成つております。

次は三番の直営診療所建設の補助金
でございまして。二億五千万円の減の一
億五千万円を計上いたしたのでござい
ます。施設費の一般的節約によりまし
て、国民健康保険の直営診療所の設備
の補助金につきましても減を見たので
ございまして。

それから飛びまして五番目の団体連
合会補助金でございまして、これは国
民健康保険の地方における府県単位の
団体連合会に在来人員費の補助として
計上いたしておりましたものを、今回
計上いたさなかつたのでございませ
ん。それから六番の審査会補助金は、右
は平衡交付金に移したのでございま
す。

それから七番の再建整備貸付金は、
これは法律の条件によりまして貸付が
ぐんぐん減つております。もう今度三
年目でございますので、減るのは当然
でございまして。予定の計算は一億あ
れというところで計上いたしたのでござ
います。

それから八番、九番は災害でござい
ますので、本年度は計上いたさなかつ
たのでございまして。

次は四十二番の健康保険組合の事務費
でございまして、在来通り政府管掌の
被保険者一人当り掛ける健康保険組合
管掌の被保険者数ということで、四億
九千二百五十一万円を計上いたしたの
でございまして。それから新たに日雇
労働者につきまして労働保険組合とい
うものを設けたいという要求が尼崎とど

第五

こたつたかちよつと忘れましたが、たしか二カ所ありますので、これらについては組合運営を以てやらせる。つまり健康保険における健康保険組合と同様なものを日雇労働者健康保険においても施行したいというこのために、所要の事務費を、これは全額でございますが、計上いたしましたのでございます。

それから結核については在来の通り三分の一の補助金でございます。

次四十三番の引揚援護事業でございますが、これは想定は非常にむずかしいのでございますが、先ず二十九年度におきましては五千人の引揚という、そういう想定の下に在来の単価をそれぞれかけまして、所要額八千三百四十六万を計上したのでございます。

それから四十四番の留守家族援護、これは帰還者がどん／＼殖えましたので、これは予定の計数によつて出ますので、その金額を計上したのであります。

それから四十五番の遺族年金、障害年金、これも在来の計数からこういふふうになつて来るということで計算いたしましたのでございます。

四十六番は恩給の事務処理費でございます。

以上が厚生本省でございます。あと人口問題研究所公衆衛生、精神衛生、特別申上げることはございません。

それから五十二番の検疫所でございますが、検疫所は中身について特別申上げることはございませんが、新設は二十九年度は計画いたしております。

二十八年度においてはたしか四カ所の新設を計上いたしたかと思ひますが、新年度においては新設の計画はございません。

五十三、額研は新設でございますが、額の事項において御説明申上げた通りでございます。

国立療養所関係はそれ／＼の事項において御説明申上げましたので、格段申上げる必要もなからうかと思ひます。

あとは大体御説明の特に申上げなければならぬ点はないかと思ひます。

以上を以ちまして厚生省所管全体が、冒頭申上げましたごとく七百五十三億六千九百九十四万円で、前年度より二十億増と相成つております。

それから特別会計におきましては、厚生保険特別会計と船員保険特別会計、それから病院特別会計でございますが、それ／＼繰入金、又は国庫負担金等において御説明申上げましたので、要点はそれに尽きておると思ひます。

特別申上げることはございませぬ。被保険者の増、その他のことは摘要欄に便宜記載いたしておりますので、後は何でも御覧おき願えれば幸いと存じます。

取急ぎ難儀でございますが、概要以上の通りでございます。

○委員長(上條愛一君) それでは堀岡会計課長の御説明に対する質疑は次回に譲りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(上條愛一君) それでは本日は、以上を以て散会いたします。

午前十一時五十一分散会

一、宮城県築館町に保健所設置の請願(第一〇七号)

一、戦傷病者援護に関する請願(第二四〇号)

一、児童福祉法第二十七条改正に関する請願(第二四八号)

一、青森県国立弘前病院改築整備に関する請願(第二五一号)

一、授産事業法制定に関する請願(第二六一号)

一、社会福祉事業振興会資金確保に関する請願(第一七号)

一、福祉事務所の区移管に関する陳情(第一八号)

一、家畜に災害救助法適用等の陳情(第二六号)

一、国民健康保険事業の整備改善に関する陳情(第三九号)

第一〇六号 昭和二十八年十二月十一日受理

国立大分病院の整備拡充に関する請願 請願者 大分県大分市駄の原 後藤十郎

国立大分病院は、旧陸軍病院を継承したもので施設は明治末期の築造であり戦時中の最高度利用と終戦後一時占領軍の宿舎に充てられた関係上、整備のため年々相当の経費を必要とし、加えて最近患者の利用度も上昇してきたので病棟、外来棟はせまくなり、大規模な模様替および外来棟の築造を痛感していたところ、一昨年厚生省の指導によつてこれの整備計画を作製し予算要求中に移譲対象病院となつたため、これらの整備は、たな上げされすに三年を経過しようとしている実情にあるから、本病院を存置するとともに、移譲に伴う整備費を加へ前記計画により整備拡充せられたいとの請願。

第一〇七号 昭和二十八年十二月十一日受理

宮城県築館町に保健所設置の請願 請願者 宮城県築館町 長 千葉秋男外十二名

宮城県築館町は、面積八百三十五平方キロメートル、町村数二十七、人口十四万を数える本県唯一の大郡であるが、保健所は若柳町に一箇所設置されているだけで保健所の施設利用ならびに事務執行等は加重に過ぎる傾向であり、加えて玉山および花山ダムの完成とともに加速度的に保健衛生事業の拡充強化が必要とされているから、築館地区警察署が所管する十三箇町村を一区域とする保健所を築館町に設置せられたいとの請願。

第二四〇号 昭和二十八年十二月十五日受理

戦傷病者援護に関する請願 請願者 長崎市桜町一九 佐々野達

戦傷病者援護給年金の復活に依つて、この際更に傷け軍人の援護を強化拡充するため、接収ダイヤモンド貴金属等による政府収益の一部を割いて、(一)困窮傷け軍人を更生させるための生業資金の貸与ならびに集団施設、授産場の設置、(二)戦傷病者のための結核療養所および精神病院の設置、(三)戦傷病による失明者のための更生施設および戦傷病による重度の不具廢疾者のための

保護所の増設等の資金に充てられたいとの請願。

第二四八号 昭和二十八年十二月十五日受理

児童福祉法第二十七条改正に関する請願 請願者 広島県沼隈郡山南村 島里親連合会内 高 山秀雄

児童福祉法により里親に委託されている里子の中には、満十八歳になつても身体または精神的に未だ実社会に独力で自活する能力を欠くため、法律による委託期間満了後も里親の下に留り、里親の負担による養育を受けているものが多い。しかるに養護施設その他児童収容施設では児童福祉法第三十一条により満二十歳まで在所期間の延長が認められていないにもかかわらず、同一性質の里親制度においてのみ認められていないのは、はなはだ不合理であるから、里親制度における委託期間も満二十歳に達するまで延長を認めよう児童福祉法第三十七条を改正せられたいとの請願。

第二五一号 昭和二十八年十二月十六日受理

青森県国立弘前病院改築整備に関する請願 請願者 青森県知事 津島文治 外三名

青森県国立弘前病院は、東北地方において仙台と共に唯一つよりないわゆる基幹病院であるが、その建築物はすでに老朽廢滅の域に達しており医療の模範的指導的任務の達成にははるかに

青森県国立弘前病院は、東北地方において仙台と共に唯一つよりないわゆる基幹病院であるが、その建築物はすでに老朽廢滅の域に達しており医療の模範的指導的任務の達成にははるかに

青森県国立弘前病院は、東北地方において仙台と共に唯一つよりないわゆる基幹病院であるが、その建築物はすでに老朽廢滅の域に達しており医療の模範的指導的任務の達成にははるかに

青森県国立弘前病院は、東北地方において仙台と共に唯一つよりないわゆる基幹病院であるが、その建築物はすでに老朽廢滅の域に達しており医療の模範的指導的任務の達成にははるかに

青森県国立弘前病院は、東北地方において仙台と共に唯一つよりないわゆる基幹病院であるが、その建築物はすでに老朽廢滅の域に達しており医療の模範的指導的任務の達成にははるかに

青森県国立弘前病院は、東北地方において仙台と共に唯一つよりないわゆる基幹病院であるが、その建築物はすでに老朽廢滅の域に達しており医療の模範的指導的任務の達成にははるかに

長野県国立松本病院の整備拡充に関する請願
請願者 長野県松本市長 松岡 文七郎外百十名

紹介議員 羽生 三七君

国立松本病院は、発足以来長野県最大の医療機関として社会福祉のため数多くの功績をあげてきたが、昨年来地方自治団体への移管が決定し、また近時その一部を信州大学病院に併合しようとする計画があるとして、これはまことに遺憾であるばかりでなく、使命を異にする二大病院の両立することが県民最大の幸福である見地から、国立松本病院を申請越地区中央病院として整備拡充せられたいとの請願。

第二九号 昭和二十八年十二月二十一日受理
授産事業法制定促進に関する請願
請願者 埼玉県知事 大沢雄一
紹介議員 石川 榮一君

授産場は、終戦直後の混乱した社会経済に対し、全国各地における生活困難者の授産対策として数多く設置され、防食と救済に多大の役割を果たしてきたが、昭和二十四、二十五の両年にわたり授産事業の刷新整備が行われて、作業員の資格が制限され、また経営面においても経営費の公的援助が少く授産場の初期の目的はおろか授産事業はいまや崩壊の危機にひんしている。しかし現今の社会の経済情勢は要援助者が増加する傾向にあり、授産事業の育成強化は緊急の要務であるから、すみやかに授産事業の法制化を図られたいとの請願。

第三〇九号 昭和二十八年十二月二十一日受理

看護婦等の養成所経費国庫補助に関する請願
請願者 横浜市南区浦丹町四全 国公立病院連盟会内 有田不二

紹介議員 中山 壽彦君

看護婦の養成については、昭和二十三年法律第二〇三号で看護婦法が制定されてこの法律に従って各病院は困難な経営の内に自らの経済で看護婦ならびに看護婦養成所を設置して看護婦の養成に努力しているものであるが、法律が制定されて既に五年に及んでいながら国として看護婦の養成に對してなんら経済補助の方途に出ないといふことはまことに遺憾であるから、看護婦ならびに看護婦養成所設置者に對し、すみやかに国庫補助を実現せられたいとの請願。

第四一三三号 昭和二十九年一月八日受理
保育所措置費国庫補助増額に関する請願
請願者 福島県議會議長 蓮沼 龍輔
紹介議員 田畑 金光君

保育所措置費のうち扶養義務者から徴収し得ない部分が、福島県においては、平均八十一パーセントとなつてゐるため、現在までの不足額は千六百二十四万三千円の巨額に達し、関係市町村の財政は極度に圧迫され、その上凶作による財政困難と相まつて県下七十五箇所の保育所は閉鎖のやむをえない状態に陥つてゐるから、保育所措置費国庫補助を増額せられたいとの請願。

第四一四号 昭和二十九年一月八日受理

傷い軍人援護強化に関する請願
請願者 東京都渋谷区永住町二 五日本傷痍軍人会内 蒲穆

紹介議員 松原 一彦君

国家最大の犠牲者である傷い軍人は、敗戦ともにかえりみられなくなつたのは一に占領政策の行過ぎといへまことに遺憾にたえないから、(一)傷い軍人に對し割当の方法により優先的に職場を提供し、不具の故をもつて解雇してはならない、(二)再発した傷病に對しては、国費で診療する、(三)傷い軍人の援護機関を充実する、(四)国有鉄道の無賃乗車証を提供する、等の諸件を基本とする援護法を制定せられたいとの請願。

第四七三三号 昭和二十九年一月十四日受理
保育所定員制等に関する請願
請願者 埼玉縣熊谷市青物町一 四二 永島雄雄外四十 六名

児童福祉法の制定によつて保育事業が拡充され保育所に対する社会的要望が年とともに強大となつたことは児童福祉のため喜びとするところであるが、現下の「保育所定員制の問題」および措置費の増額率の問題は保育所運営に重大な影響を及ぼし、保育事業は重大危機に直面してゐるから、法律に基く措置費の完全支出と、児童一人当り〇・六坪の基準を固執することなく当分の間、実情に即して適宜に変更するか、または保育所個々の特殊事情を認めて定員超過を許可するよう取り計らわれたいとの請願。

第五一五号 昭和二十八年十二月二十一日受理
国民健康保険事業の整備改善に関する陳情
陳情者 愛媛県松山市宣町二ノ八 九社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会内 久松定武

国民健康保険制度の確立を期するたため、(一)国および都道府県の負担を増額するとともに国民健康保険法第四十七条を改正して国および都道府県の負担率を規定すること、(二)国民健康保険法第二条を改正してこれを義務制とする、(三)本制度を普及させるため国および県は相当額の普及費を計上するとともに中央、地方の事務機構を強化し、県は各地方事務所に専任職員を配置すること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第五三三三号 昭和二十八年十二月二十一日受理
社会福祉事業振興会資金確保に関する陳情(二通)
陳情者 宮城県仙台市外記丁二ノ一六社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長 中川善之助外一名

社会福祉事業振興会の発足を間近に控え、これが健全なる発足並びにその運営は、斯業関係者の重大関心事となつてゐるから、その資金については所期の目標額を五十億円のうち、明二十九年度においては少なくとも十億円以上を確保せられたいとの陳情。

第五四四号 昭和二十八年十二月二十一日受理
新潟県国立寺泊療養所復興に関する陳情
陳情者 新潟県西蒲通八番町一、五八五新潟県医師会内 島居憲二

新潟県は、結核病院が不足し患者収容力が至つて低位にあり、これが対策として病院の増設ならびに病床の増設に努力しつつあるとき、国立寺泊療養所本館をはじめ附屬診療施設を焼失したためこれらの対策に一大支障をきたしてゐるから、一日も早く本療養所の復興を図り当面の窮状を打開せられたいとの陳情。

第六三三三号 昭和二十八年十二月二十一日受理
保育所定員制等に関する陳情
陳情者 愛媛県松山市宣町二ノ八 九愛媛県社会事業館内社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会内 久松定武

現下の保育所定員制および措置費の増額は、保育所の運営に重大なる障害となつてゐるから、定員を暫定的にも児童一人当り〇・六坪の基準を固執することなく、地域の事情に應じて適宜に変更させるか、あるいは保育所個々の特殊事情を考慮し定員超過を許可せられるとともに、法律に基く措置費の完全支出を図られたいとの陳情。

第六四四号 昭和二十八年十二月二十一日受理
児童収容施設に対する措置費増額等の陳情
陳情者 東京都千代田区丸の内三の一東京都会社会福祉協議会児童部会内 今井新太郎

發育盛りの児童に三食の主食、副食を調理することは到底困難な状況となり、また被服費、日用品費その他については十六円六十五銭支給されているが、この金額でも現状においてその需要を満たすことは全く不可能で、厚生省児童局で定められた、二千二百七十カロリーの給食を行うには一日一人当たり平均約八十円を必要としているから、すみやかに委託費を改訂するとともに、米価の改訂、ベースアップ等に伴う措置費改訂は従来時期おくれの場合があつたため困難をきたしてゐたから、かかる際は事前に準備され、児童や施設に迷惑をおよぼさぬよう万全に考慮されたいとの陳情。

第六六号 昭和二十八年十二月二十二日受理
社会福祉事業振興会資金確保に関する陳情（四通）
陳情者 宮城県仙台市北一番丁二七宮城県宮城黒川地方社会福祉協議会内 杉沼栄治郎外二名
昭和二十九年年度から社会福祉事業振興会の発足を期する運びとなつたが、社会福祉事業振興会の運営資金は、法律に明示されている五十億円の政府資金をまたねばならない実状であるから、同会の運営資金として五十億円をはじめ、昭和二十九年分として十億円以上確保できるように予算措置を講ぜられたとの陳情。

第七三三号 昭和二十八年十二月二十二日受理
厚生年金保険法改正反対に関する陳情
陳情者 東京都港区三田四国町二ノ六全国繊維産業労働組合同盟内 滝田実

厚生省案による厚生年金保険法改正案の女子特別一時金制度案は、わが国の慣習、社会あるいは経済の特殊性から見て本法の適用による差老年金等の給付を受ける女子労働者が僅少となるはなはだしい改善であるから、厚生年金保険法の改正案には反対であるとの陳情。

第九四号 昭和二十九年一月十二日受理
保育所定員制等に関する陳情（二十通）
陳情者 群馬県北群馬郡渋川町長 佐藤力外百六十三名
児童福祉法の制定に伴い保育事業が拡充され保育所に対する社会的要望が年をおうて過大となつたことは児童福祉法のためによりこびにたえないが、現下の「保育所の定員制および措置費の援護率」の問題は保育所の運営に重大なる影響を及ぼし、ただに事業の進展を妨げるばかりでなく、保育所本来の使命をわい曲させ、はては保育事業全般に對し重大危機を招来する虞れがあるから、これが解決のため、保育所定員制の緩和、措置費の完全支出等万全の策を講ぜられたいとの陳情。

第一〇二号 昭和二十九年一月十二日受理
下水道建設促進に関する陳情
陳情者 広島市長 浜井信三
通常の降雨で都市が被る浸水被害は直接の損害額だけでも年々百五十億円を下らず、これに附随して起る伝染病の流行、浸水による工場操業休止等の間接損害を加えれば都市災害の深刻さは農村の水害対策の低位に置かれるべきものではない。しかるに都市水害対策としての下水道事業に対する国庫補助金はきわめて少く、五千万市街地住民を深刻な水害と伝染病の脅威から護ることは到底不可能であるから、昭和二十九年年度予算に三十五億円の下水道建設に對する国庫補助金を計上するとともに地方債において七十億円を下らない下水道債の単独わくを設定せられたとの陳情。

第一一二号 昭和二十九年一月十三日受理
生活保護法医療費に関する陳情
陳情者 東京都港区赤坂溜池町三二社会福祉法人日本結核療養所協理理事長 田沢鐵二
都道府県に對する国庫補助金が減額されることによつて、生活保護法による医療費の支払いが遅延あるいは、減額されると生活保護患者の治療に重大なる影響を及ぼすことになるから、二十八年年度の医療費を滞りなく全額支払うとともに二十九年度の都道府県に對する国庫補助金は現在の八割を堅持せられたいとの陳情。

第一一三三号 昭和二十九年一月十三日受理
昭和二十九年年度社会福祉関係予算等削減反対に関する陳情
陳情者 三重県津市橋本二、三重県社会福祉社会館内社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 前田稔
去る十二月末の閣議において大蔵省から提示せられた昭和二十九年年度国家予算案は、防衛関係費の著増に對し、生活保護費、児童保護費等を始め社会福祉ならびに社会保障関係諸費の大幅な削減と社会福祉事業界多年の要望である

つた社会福祉事業振興会に對する出資の取止め等が行われているようであるが、もしこのような予算案がそのまま成立した場合、単に直接社会福祉事業の遂行に重大な障害をおよぼすに止まらず、広く勤勞階級的生活を脅威し、いぢるべき社会不安を醸成するおそれがあり、かくては社会保障制度確立の世界情勢に逆行しわが国の将来に債い得ざる禍根をのこすものと思われ、昭和二十九年年度社会福祉関係予算等の削減には強く反対であるとの陳情。

第一一四号 昭和二十九年一月十三日受理
都市清掃事業費国庫補助に関する陳情
陳情者 岡山県知事 三木行治
都市清掃事業は、都市の国有事業とされ限られた都市財政に依存し、全般的にいまだ何等積極的考慮が払われておらず、また清掃事業は文化都市として再建されつつある近代都市形成の一大要素であるにもかかわらず旧態依然とした取扱が行われていることは公衆衛生上等閑に付することのできない重大な問題であるが、これを推進するには、ばく大な経費を要するので現在のひつ迫した都市財政においては到底これを實現することは困難な状況にあるから、昭和二十九年年度において、し尿消化槽ならびにじんあい処理施設に對し国庫補助の予算措置を講ぜられたいとの陳情。

陳情者 東京都北多摩郡昭和町中神一、一六六 谷保美津枝外六百九十九名
農山村の国民健康保険施設に勤務する保健婦は、過重労働と、旧来の因習と闘う苦境におかれてゐるが、その待遇は、困難な町村財政と窮乏している国保経済上のために、他の所属保健婦に比較していぢるしく低く、指導者として必要な技術と知識の向上さえも望み難く、やむなく退職または転向する傾向が強く、保健婦は年々その数を減じつつある実情であるから、国民健康保険所屬保健婦の設置費を事務費と同様に全額国庫負担とせられたいとの陳情。

一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、狂犬病予防法の一部を改正する法律案
狂犬病予防法の一部を改正する法律案
狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。
目次中「第五章 罰則（第二十六条第二十七条）」を「第五章 罰則（第二十六条―第二十八条）」に改める。
第五條の次に次の一條を加える。
（犬の引取）
第五條の二 予防員は、犬の所有者からその犬の引取を求められたときは、これを引き取つて処分しなければならぬ。この場合において、予防員は、その犬を引き取る

第五條の二 予防員は、犬の所有者からその犬の引取を求められたときは、これを引き取つて処分しなければならぬ。この場合において、予防員は、その犬を引き取る

第五條の二 予防員は、犬の所有者からその犬の引取を求められたときは、これを引き取つて処分しなければならぬ。この場合において、予防員は、その犬を引き取る

第五條の二 予防員は、犬の所有者からその犬の引取を求められたときは、これを引き取つて処分しなければならぬ。この場合において、予防員は、その犬を引き取る

第五條の二 予防員は、犬の所有者からその犬の引取を求められたときは、これを引き取つて処分しなければならぬ。この場合において、予防員は、その犬を引き取る

べき場所を指定することができ
る。

第六條第一項中「前條」を「第五
條」に改め、同條中第七項を第九項
とし、第六項中「第四項」を「第六項」
に、「三日以内」を「一日以内」に
改め、同項に次の但書を加え、同項
を第八項とする。

但し、やむを得ない事由により
この期間内に引き取ることができ
ない所有者が、その旨及び相当の
期間内に引き取るべき旨を申し出
たときは、その申し出た期間が経
過するまでは、処分することがで
きない。

第六條中第五項を第七項とし、第
四項中「抑留した場所」を「捕獲した
場所」に改め、同項を第六項とし、
第三項中「前項」を「第二項」に改め、
同項を第五項とし、第二項の次に次
の二項を加える。

3 予防員は、捕獲しよりして追
跡中の犬がその所有者又はその他
の者の土地、建物又は船車内に入
つた場合において、これを捕獲す
るためやむを得ないと認めるとき
は、合理的に必要と判断される限
度において、その場所（人の住居
を除く。）に立ち入ることができ
る。但し、その場所の看守者又は
これに代るべき者が拒んだときは
この限りでない。

4 何人も、正当な理由がなく、前
項の立入を拒んではならない。
第十條中「その発生地を中心とし
た半径五キロメートル以内におけ
る」を削る。

第十四條第二項中「第七項」を「第
九項」に改める。

第十八條第二項中「第七項」を
「第九項」に改める。

第十八條の次に次の一條を加え
る。

（けい、留置されていない犬の棄殺）
第十八條の二 都道府県知事は、狂
犬病のまん延の防止及び撲滅のた
め緊急の必要がある場合において、
前條第一項の規定による抑留
を行うについて著しく困難な事情
があると認めるときは、区域及び
期間を定めて、予防員をして第十
條の規定によるけい、留の命令が発
せられているにかかわらずけい、留
されていない犬を棄殺させること
ができる。この場合において、都
道府県知事は、人又は他の家畜に
被害を及ぼさないように、当該区
域内及びその近傍の住民に対して、
けい、留されていない犬を棄殺する
旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による棄殺及び住民
に対する周知の方法は、政令で定
める。

第二十七條の次に次の一條を加え
る。

第二十八條 第十八條第二項におい
て準用する第六條第四項の規定に
違反した者は、拘留又は科料に処
する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律の施行前に、この法律
による改正前の第六條第四項（第
十八條第二項において準用する場
合を含む。）の規定により所有者に
対する通知が行われ、又は同條第
五項（第十八條第二項において準

用する場合を含む。）の公示期間が
満了した犬の処分については、こ
の法律による改正後の第六條第八
項（第十八條第二項において準用
する場合を含む。）の規定にかかわ
らず、なお従前の例による。

一月二十八日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一 清掃法案

（目的）

第一条 この法律は、汚物を衛生的
に処理し、生活環境を清潔にする
ことにより、公衆衛生の向上を図
ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 市町村は、つねに清掃思想
の普及を図るとともに、職員、資質
の向上、施設の整備及び作業方法
の改善を図る等清掃事業の能率的
な運営につとめなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前
項の責務が十分に果たされるよう
に必要な技術的援助を与えることに
つとめなければならない。

3 国は、市町村及び都道府県に対
し、前二項の責務が十分に果たさ
れるように必要な技術的及び財政的
援助を与えることにつとめなければ
ならない。

（定義）

第三条 この法律で「汚物」とは、ご
み、燃えがら、汚い、ふん尿及
び犬、ねこ、ねずみ等の死体をい
ふ。

（特別清掃地域）
第四条 特別区及び市の区域を特別

清掃地域とする。但し、政令で定
める基準に従い都道府県知事が指
定する区域を除く。

2 都道府県知事は、政令で定める
基準に従い、町村の区域の全部又
は一部を指定して、特別清掃地域
とすることができる。

（清潔の保持）

第五条 特別清掃地域内の土地又は
建物の占有者（占有者がない場合
には、管理者とする。以下同じ。）
は、その土地又は建物内の汚物を
掃除して清潔を保つとともに、便
所及び汚物容器を衛生的に維持管
理しなければならない。

（汚物の処分）

第六条 市町村は、特別清掃地域内
の土地又は建物の占有者によつて
集められた汚物を、一定の計画に
従つて収集し、これを処分しなけ
ればならない。その収集及び処分
は、政令で定める基準に従い、衛
生的に行われなければならない。

2 市町村は、前項の計画を定める
にあつては、特別清掃地域の全
部にわたつて、土地又は建物の占
有者によつて集められた汚物によ
り環境衛生上の支障が生じないう
ちに、これを収集することができ
るようになければならない。

3 特別清掃地域内の土地又は建物
の占有者は、その土地又は建物内
の汚物のうち、焼却、埋没等の方
法により容易に衛生的な処分をす
ることができず汚物は、なるべく
自ら処分するようにつとめると
ともに、自ら処分しない汚物につ
いても、食物の残廃物その他のご
みを各別の容器に集める等、市町

村の行つ汚物の収集及び処分に協
力するようにつとめなければならない。

（特殊の汚物の処理）

第七条 市町村長は、特別清掃地域
内の工場、事業場等で、清掃作業
を困難にし、又は清掃施設を損
うおそれがある汚物を生ずるもの
の経営者に対し、当該汚物について
必要な処理を施し、又は衛生的な方
法で当該汚物を市町村長の指定す
る場所に運搬し、若しくは処分す
べきことを命ずることができる。

（公共の清掃施設の設置）

第八条 市町村は、特別清掃地域内
の必要と認められる場所に、公衆便所
及び公衆用ごみ容器を設け、これ
を衛生的に維持管理しなければな
らない。

（季節的の清掃地域）

第九条 市町村長は、季節的の観光
地、キャンプ場、スキー場、海水
浴場その他季節的に多数人が集ま
る特別清掃地域以外の場所につ
いて、環境衛生上必要があると認め
るときは、期間及び区域を指定し
て、季節的の清掃地域を定めるこ
とができる。

2 季節的の清掃地域については、第
五條及び前條の規定を準用する。

（汚物の投棄禁止）

第十条 何人も、みだりに左に掲げ
る行為をしてはならない。

一 特別清掃地域若しくは季節的
の清掃地域又はこれらの地域の地
先海面（海岸から百メートル以
内に限る。）において汚物を捨て
ること。

二 下水道（終末処理場のある下

水道）

水道を除く。又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域にふん尿を捨てること。

三 政令で定める海域にふん尿を捨てること。

(ふん尿の使用法の制限)

第十一条 特別清掃地域又は季節的清掃地域においては、ふん尿は、厚生省令で定める基準に適合した方法によるものでなければ、肥料として使用してはならない。

(し尿浄化そう及びし尿消化そう)第十二条 し尿浄化そうを設けようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)に届け出なければならない。

但し、当該し尿浄化そうに關し、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六條第一項の規定による建築主事の確認を申請すべき場合は、この限りでない。

2 し尿浄化そう及びし尿消化そうは、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、前項の施設によるし尿の処理が不完全であると認めるときは、その管理者に対し、当該施設を修理改造するまでこれを使用することを禁止し、又は当該施設によるし尿の処理方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができ

(立入検査)

第十三条 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、

必要があると認めるときは、当該吏員をして、し尿浄化そう又はし尿消化そうのある土地又は建物に立ち入り、その施設の維持管理に關し必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う吏員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(汚物取扱業)

第十四条 特別清掃地域内においては、その地域の市町村長の許可を受けなければ、汚物の収集を業として行つてはならない。

2 前項の許可には、期限を附し、汚物の収集を行うことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができ

3 第一項の許可を受けた者は、汚物の収集につき、当該市町村が第十七條の規定により条例で定める手数料の額に相当する額をこえる料金を受けてはならない。

4 汚物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、特別清掃地域内においては、政令で定める基準に従ひ、衛生的に汚物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

5 市町村長は、第一項の許可を受けた者が、その業務に關して第十條の規定に違反し、又は第二項の規定による区域の制限若しくは条件若しくは前二項の規定に違反し

た場合において、警告を発したにもかかわらず、なお継続してこれらの違反行為を行つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務を行うことを禁止することができる。

6 市町村長は、特別清掃地域内において汚物の運搬又は処分を業として行う者が、その業務に關して第十條の規定に違反し、又は第四項の規定に違反した場合において、警告を発したにもかかわらず、なお継続してこれらの違反行為を行つたときは、その者に對し、期間を定めて、その業務を行うことを禁止することができる。

7 市町村長は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(大掃除の実施)第十五条 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、毎年一回以上、市町村長が定める計画に従ひ、大掃除を実施しなければならない。

2 市町村長は、前項の計画において大掃除の日時、区域、方法等を定めるにあつては、大掃除が当該市町村の区域の全部にわたつて円滑に実施されるようにしなければならない。

3 市町村の当該吏員は、大掃除の実施につき、実地に環境衛生上必要な指導をすることができる。

(環境衛生指導員)第十六条 第十三條第一項に規定する当該吏員の職権及び清掃に關する指導の職務を行わせるため、都道府県及び保健所を設置する市に、環境衛生指導員を置く。

2 環境衛生指導員は、都道府県又は保健所を設置する市の吏員であつて、政令で定める資格を有するもののうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

(手数料の徴収)第十七条 市町村は、市町村が行う汚物の収集及び処分に関し、条例の定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(罰則)第十八条 第十四條第一項の規定に違反し、又は同條第五項若しくは第六項の規定による禁止処分違反した者は、六箇月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条 第十二條第三項の規定による処分違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十條 公共の利益に反してみだりに第十條各号に掲げる行為をした者は、三万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第二十一條 正当の理由がなく、第十三條第一項の規定による当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、そ

の法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

(汚物掃除法の廃止)

2 汚物掃除法(明治三十三年法律第三十一号)は、廃止する。

(汚物収集業者に關する経過規定)3 この法律の施行の際現に特別清掃地域内において汚物の収集を業として行つてゐる者については、この法律の施行の日から起算して二箇月間は、第十四條第一項の規定を適用しない。

4 前項の規定に該當する者が、同項の期間内にその旨を市町村長に届け出たときは、第十四條第一項の規定による許可があつたものとみなす。

5 市町村長は、前項の届出があつたときは、同項の規定による許可に期限を附し、汚物の収集を行うことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

6 前項の規定による区域の制限又は条件は、第十四條第五項の規定の適用については、同條第二項の規定による区域の制限又は条件とみなす。

(代執行処分に關する経過規定)7 この法律の施行前になされた汚物掃除法第七條第一項(同法第十一條の規定により準用する場合を含む)の処分に關する費用の徴収については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十二号を次のように改める。

十二 清掃法(昭和二十九年法律第二号)を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。

(保健所法の一部改正)

9 保健所法(昭和二十二年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「汚物掃除」を「清掃」に改める。

(下水道法の一部改正)

10 下水道法(明治三十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条但書中「改築又は増築工事」を「築造工事」に改める。

(建築基準法の一部改正)

11 建築基準法の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「汚物処理を」を「し尿浄化を」に改める。

第九十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 建築主事は、第三十一条第二項に規定するし尿浄化を、關於第六條第一項の規定による確認申請書を受理した場合においては、遅滞なく、これを当該申請に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

(地方財政法の一部改正)

12 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第六号中「下水道」を「下水道(下水道法(明治三十三年法律第三十二号)第二条の規定による認可を受けた下水道に限る。以下同じ。)」に改める。

(土地収用法の一部改正)

13 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七 清掃法(昭和二十九年法律第二号)に規定する公衆便所、ごみ焼却場、し尿消化を、その他の清掃施設

二月二日本委員会に左の事件を付託された

一、社会保障費削減反対に関する諸願(第五四一号、第五七三三三)

一、国民健康保険事業費全額国庫負担に関する諸願(第五八四号)

一、国民健康保険団体等に対する国庫補助増額の諸願(第六五一号)

一、社会保障費削減反対に関する諸願(第六五二号、第六五三三三)

一、衛生行政費削減反対に関する諸願(第六五七号)

一、社会保障費削減反対に関する諸願(第六二八号)

一、母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正に関する諸願(第一二九号)

一、社会保障費削減反対に関する諸願(第一四〇号)

一、保健所の人件費等の交付方法に関する諸願(第一四一四号)

一、保育所定員制等に関する諸願(第一四二二号)

一、生活保護法医療費支払促進に関する諸願(第一四三三三)

一、厚生年金保険法改正案に関する諸願(第一四四四号)

一、社会保障費削減反対に関する諸願(第一八四一四号)

一、恩給事務費増額に関する諸願(第一八四四号)

一、社会保障費削減反対に関する諸願(第一九六六号)

一、内地死没軍人等の遺族援護に関する諸願(第二〇九号)

第五四一四号 昭和二十九年一月十八日受理

国民健康保険事業費全額国庫負担に関する諸願

諸願者 大阪市東住吉区田辺本町七ノ三八末亡人連合会内 曾我益井外二十一名

紹介議員 左藤 義隆君

伝えられるところによると、昭和二十九年年度予算案では緊縮予算の名目の下に各種社会保障関係費が大幅に削減され、一方防衛費の大幅増加が計られて

いるようにあるが、かくては、現在でさえ不十分な社会保障制度の実質をさらに低下せしめ、戦争のもつとも大きな犠牲をうけていまだ立ちなおし得ない母子家庭の最低生活保障を根本的に破壊するものであるから、このような削減案には反対であるとの諸願。

第五七三三号 昭和二十九年一月二十日受理

社会保障費削減反対に関する諸願

諸願者 群馬県議会議長 金子 金八
紹介議員 大和 與一君
昭和二十九年政府予算の大蔵省原案によると、生活保護費、児童福祉費、社会保険費等社会保障に関する経費が多額に減額されているのみならず、従来の国庫補助率も引き下げられ、これを地方費に転嫁される由であるが、かかる措置は現下の地方財政をもつてしては到底耐えられず、また文化的な平和国家として伸長してきた社会保障制度を後退させ、社会不安を引き起す結果となるから、社会保障費の削減には反対であるとの諸願。

諸願者 群馬県議会議長 金子 金八

紹介議員 大和 與一君

昭和二十九年政府予算の大蔵省原案によると、生活保護費、児童福祉費、社会保険費等社会保障に関する経費が多額に減額されているのみならず、従来の国庫補助率も引き下げられ、これを地方費に転嫁される由であるが、かかる措置は現下の地方財政をもつてしては到底耐えられず、また文化的な平和国家として伸長してきた社会保障制度を後退させ、社会不安を引き起す結果となるから、社会保障費の削減には反対であるとの諸願。

第五八四四号 昭和二十九年一月二十日受理

国民健康保険事業費全額国庫負担に関する諸願

諸願者 岐阜県大垣市議会議長 長 上田松治郎

紹介議員 古池 信三君

国民健康保険の事務費に對して政府は、従来から全額国庫負担するとい

ながらその実には被保険者一人六十円であつて職員の給与改善等は全然考慮されてないばかりか市街地と町村とが一律に六十円として計算されていることはまことに不合理であるから、昭和二十九年年度予算に本事務費の全額補助を計上せられたいとの諸願。

第六五二二号 昭和二十九年一月二十三日受理

社会保障費削減反対に関する諸願

諸願者 長野県諏訪郡下諏訪町 山田隆雄外九千三百六十名

紹介議員 羽生 三七君

この諸願の趣旨は、第六五二二号と同じである。

諸願者 札幌市北一条西一五北海道国保健康婦国庫補助獲得対策委員会内樋口治子外七名

紹介議員 赤松 常子君

さきに、昭和二十九年年度における国民健康保険団体ならびに保健所の保健婦設置費国庫補助については、全廃されるとの報道に接しその復活方について陳情した結果、幸いに復活が実現されたが、従来の三分の一補助が四分の一補助になったことは保健婦事業の低下を招来することとなり、わが国の公衆衛生の前途を思うときまことに深憂に耐えないものがあるから、従来どおり三分の一補助に復活せられたいとの諸願。

第六五二二号 昭和二十九年一月二十三日受理

社会保障費削減反対に関する諸願

諸願者 群馬県北群馬郡渋川町長 佐藤力外二十三名

昭和二十九年年度予算案による社会保障費の削減は、現下の窮迫した地方財政においてすら社会不安の窮迫に對処するに十分とはいえない折にこのような方策を施行するときは直ちに憂慮すべき重大問題をひき起す虞があるから、社会保障関係費の増額について特段の措置を講ぜられたいとの諸願。

第二二七号 昭和二十九年一月十六日受理

衛生行政費削減反対に関する陳情
陳情者 千葉県議会議長 浮谷元吉

昭和二十九年国家予算において保健所運営費、結核予防費、医療機関整備費等の国庫負担に削減を加えたは保健所職員費、防疫職員費、麻薬取締員費等の行政事務費の補助制度の廃止はこれら業務が高等の技術と統一される基準の下に行うべき全国的にしてかつ国際的な保健衛生行政に重大な打撃をもたらした結果予想される社会不安は誠に寒心に堪えないところであるから、これら社会不安を防止し、国民の健康保持増進を期するため、衛生行政関係予算の復活を認めるとともに社会保障制度の確立にまい進せられたいとの陳情。

第二二八号 昭和二十九年一月十六日受理

社会保障費削減反対に関する陳情（二通）
陳情者 千葉県議会議長 浮谷元吉 外二名

昭和二十九年国家予算に関する大蔵省原案によれば、社会保障費十分の八の国家負担額が十分の五に削減されることになつてゐるが、本案実施の場合には、民生安定に影響するところじんだで社会保障制度の崩壊を招来するものであるから、社会不安を防止し民生安定を期するため社会保障関係予算の全面的復活を認めると共に社会保障制度の確立を図られたいとの陳情。

第二二九号 昭和二十九年一月十六日受理

母子福祉資金の貸付等に関する法律中一部改正に関する陳情
陳情者 愛媛県松山市宣町二ノ八 九愛媛婦人更生連合会 内 梅岡富栄

母子福祉向上のためその経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るには「修学資金」および「修学資金」の無利子貸付け、「仕度資金」の子女への適用あるいは本法事務費、母子相談員の旅費増額等の措置が必要であるから、母子福祉資金の貸付等に関する法律を改正してこれが実現を図られたいとの陳情。

第一四〇号 昭和二十九年一月十九日受理

社会保障費削減反対に関する陳情（六通）
陳情者 長野県上田市議会議長 森健二外六十七名

昭和二十九年国家予算の大蔵省原案によれば、生活保護費をはじめ、社会保障に関する経費の大幅削減を企図し、これに伴う国庫補助率の引下げを強行するよしであるが、もしこれを断行するときは、戦後ようやく安定に向いつつある国民の経済生活を一層悪化させ、国民感情を再び不安におとしめるばかりでなく、窮乏の一途をたどり地方財政をさらに破綻に導く素因をつくるものであるから、社会保障費の削減には反対であるとの陳情。

第一四一号 昭和二十九年一月十九日受理

保健所の人件費等の交付方法に関する陳情
陳情者 京都市議会議長 竹内忠治

昭和二十九年国家予算編成に當つて保健所に要する人件費等は平衡交付金の形式で交付されるよしであるが、これは保健所業務の円滑なる遂行を妨げ、かつ公衆衛生の向上をいじめるしく阻害するものであるから、保健所に要する人件費等の交付は従来通り補助金制度により交付するより取り計らわれたいとの陳情。

第一四二号 昭和二十九年一月十九日受理

保育所定員制度に関する陳情（二通）
陳情者 群馬県佐波郡島村長 田島嘉之外三十二名

児童福祉法の制定によつて保育事業が拡充され保育所に対する社会的要望が年々強大となつたが、保育所定員数の厳守の通牒は、保育所の運営に重大な影響を及ぼし、保育事業は重大危機に直面してゐるから、法律に基づく措置の完全支出と、児童一人当り〇・六坪の基準を固執することなく当分の間、地方の実情に即して、一人当り〇・四坪程度に変更するか、または保育所個々の特殊事情を認めて定員超過を許可するよう取り計らわれたいとの陳情。

第一四三号 昭和二十九年一月十九日受理

生活保護法医療費支払促進に関する陳情
陳情者 東京都港区赤坂溜池町三一 一社団法人日本結核療養所協合理事長 田沢鏡二

生活保護法給付金のうち医療費の支出は、昭和二十八年七月以来激増し、二十八年年度予算の大部分を支出済みのため、下半期の医療費支払いに差支えを生じたようであるが、今後国家の予算がないとの理由で生活保護法医療費の収入が遅延すれば結核療養所の経営は困難となり、患者の診療も滞り、医療費は毎月最短の日に確実に支払われたいとの陳情。

生じたようであるが、今後国家の予算がないとの理由で生活保護法医療費の収入が遅延すれば結核療養所の経営は困難となり、患者の診療も滞り、医療費は毎月最短の日に確実に支払われたいとの陳情。

第一四四号 昭和二十九年一月十九日受理

厚生年金保険法改正案に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸の内一 二日本経営者団体連盟 内 諸井貫一

今般厚生省から発表された厚生年金保険法改正案は、わが国経済の実態に逆行するものであり、かつ社会保険の統合を前提としたものではないから、政府は社会保険の統合をすみやかに実施し、これによつて得た冗費をもつて給付費の二割および経過措置に伴う赤字補てん分を負担するとともに積立金については運用権を保険運営機関に委ねて有利な運用を行いその余剰利息をすべて保険財政に戻入しかつできうる限り還元融資を行ふ態勢を確立せられたいとの陳情。

第一八一号 昭和二十九年一月二十日受理

社会保障費削減反対に関する陳情（三通）
陳情者 静岡県伊東市長 太田賢治 外十五名

この陳情の趣旨は、第一二八号と同じである。

第一八四号 昭和二十九年一月二十日受理

恩給事務費増額に関する陳情
陳情者 山口県知事 小沢太郎

恩給法に基く県に対する事務委託費はきわめて少く、本年度未だに公務扶助料において約二割を達し得るに過ぎず、大部の進達のためには昭和二十九年度初頭から約十七箇月を要する実情にあり、しかも各市町村とも数名の臨時職員を雇ひ、通信費、消耗品費等も相当額に上つてゐるにもかかわらず本年度の恩給事務費は一市町村平均四千円であつて、本業務は窮乏している地方自治体の財政上に大なる負担となつてゐるから、本事務費に對しすみやかに本年度の追加予算を支出するとともに昭和二十九年度においても十分な国費を支出するよう措置を講ぜられたいとの陳情。

第一九六号 昭和二十九年一月二十日受理

社会保障費削減反対に関する陳情（二通）
陳情者 東京都議会議長 佐々木恒司 外一名

政府は、昭和二十九年国家予算の編成にあたり、当初企図された生活保護費、児童福祉費、失業対策費等一連の社会保障費の補助削減を従来通りの補助に變更されたことはまことに當を得た措置として賛成するものであるが、なお保健衛生関係費等若干の社会保障関係経費の補助金に削減を加へんとすることは憲法の保障する国民の最低生活を困難とするもので遺憾にたえないから、民生の安定と社会福祉増進のため、現行補助を維持するとともに、なお一層社会保障制度の確立に努力せられたいとの陳情。

第二〇九号 昭和二十九年一月二十三日受理

内地死没軍人等遺族援護に関する陳情
陳情者 鳥取市東町鳥取県内地死
没軍人軍属遺族補償促進
連盟内 福井正晴
昭和二十七年戦没軍人軍属に対する援
護法が施行され、また今回は恩給法の
改正に伴い援護法が改正されたのであ
るが、内地死没軍人軍属並びに遺族の
除外されていることはなほ遺憾で
あるから、これら内地死没軍人軍属並
びに遺族を外死没者と同等に取り扱
われないとの陳情。